

第 7 7 号議案

足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例

(設置)

第 1 条 足立区における福祉施設に係る指定管理者等が行う管理運営の評価を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(福祉施設の範囲)

第 2 条 この条例において「福祉施設」は、次のとおりとする。

- (1) 足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例(昭和 4 0 年足立区条例第 4 号)に規定する母子生活支援施設
- (2) 足立区軽費老人ホーム条例(昭和 5 4 年足立区条例第 2 9 号)に規定する軽費老人ホーム
- (3) 足立区ボランティア施設条例(昭和 6 2 年足立区条例第 1 0 号)に規定するボランティア施設
- (4) 足立区身体障がい者大谷田ホーム条例(平成 1 3 年足立区条例第 6 3 号)に規定する身体障がい者大谷田ホーム
- (5) 足立区高齢者在宅サービスセンター条例(平成 1 4 年足立区条例第 4 6 号)に規定する高齢者在宅サービスセンター
- (6) 足立区障がい者通所支援施設条例(平成 2 1 年足立区条例第 1 5 号)に規定する障がい者通所支援施設
- (7) 足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例(平成 1 6 年足立区条例第 3 0 号)に規定する知的障がい者大谷田グループホーム
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設

（所掌事項）

第3条 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、前条第1号から第7号までに規定する福祉施設の管理を行う指定管理者の施設運営及び事業内容の評価に関すること。

（2） 区が前条第8号に規定する福祉施設へ土地、建物等の全部又は一部を貸し付けている場合における当該貸付契約の更新に際して行う当該事業者の施設運営及び事業内容の評価に関すること。

（組織）

第4条 委員会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員7人以内をもって組織する。

（任期）

第5条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から調査及び審議が終了する日までとする。

2 委員の任期は、1年を超えないものとする。

（会長及び副会長）

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（委員の守秘義務）

第7条 委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(会議の非公開)

第 8 条 委員会の会議は、委員会が業務評価に支障がないと認めた場合を除き、公開しない。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区福祉施設指定管理者等評価委員会	日額 7 , 0 0 0 円
--------------------	----------------

(提案理由)

足立区福祉施設指定管理者等評価委員会を区長の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。